

令和7年度

姫路市業者登録申請要領

(格付け申請用)

格付け申請の対象は、建設工事の登録業者のみです。

格付け申請のみを行う場合、郵送での申請は受け付けていませんので、電子申請を行って
ください。

※格付け申請に合わせて、業種等追加を行う場合は「令和7年度姫路市業者登録申請要領
(新規登録・業種等追加)」をご覧ください。

※電子申請は、「基本情報」及び「業種情報」の手続きが必要です。

<input type="checkbox"/>	1. 電子申請 令和6年12月16日(月)午前9時～令和7年1月20日(月)午後5時 〔電子申請システムの休止期間を除く〕
<input type="checkbox"/>	① 「基本情報」
<input type="checkbox"/>	② 「業種情報」 (12月に送付した「格付け案内」に○印のあるものを全てを送信して下さい。)
<input type="checkbox"/>	2. 別送書類(紙)の提出(令和7年1月27日(月)必着)

令和6年12月

姫路市

財政局 財務部 契約課

目次

【1】	前回からの変更点	1
【2】	格付け申請の対象者	1
【3】	業者登録の申請方法	1
1	申請期間・申請場所	2
2	申請手順	2
【4】	電子申請	4
1	電子申請による業者登録申請手続き	4
(1)	電子申請システムによる申請期間	4
(2)	別送書類	4
(3)	電子申請ができない方	4
(4)	格付け案内	4
(5)	注意点	4
(6)	令和7年度姫路市業者登録申請（工事格付け申請）のご案内	5
2	電子申請システムへのログイン方法	6
3	電子申請システムへの入力方法	9
(1)	基本情報の入力	10
(2)	業種情報の入力	15
【5】	登録内容の変更	22
【6】	登録申請書類の提出	23
1	登録申請書類の一覧（各書類の詳細は、P24以降を参照）	23
2	登録申請書類の提出	24
	<ファイル作成例>	24
3	各登録申請書類	24
	書類番号2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	25
	書類番号3 関連企業申告書	25
	書類番号4 （姫路市）市税納税証明書（写し可）（姫路市に納税義務がある場合のみ必要）	25
	書類番号5 国税納税証明書（写し可）	25
	書類番号6 経営事項審査の工事種類別完成工事高（写し）	25
	書類番号7 経営事項審査の技術職員名簿（写し）	25
	書類番号8 経営事項審査の工事経歴書（写し）※過去1年分	25
	書類番号9 特殊工法による工事経歴書<特殊工法の格付けを希望する場合のみ必要>	26

【1】 前回からの変更点

今回の格付け申請より「業者登録名簿格付通知」の送付は行いません。令和7年4月1日(予定)以降に姫路市ホームページの業者登録名簿でご確認ください。

公表項目：「法人名又は屋号」、「所在地又は住所」、「登録した業種（詳細業種）」、「格付」、「総合評定値」

「登録業者としての心得」を業者登録名簿とともに姫路市ホームページに載せていますので、入札等に参加される前に必ずお読みください。

姫路市ホームページ 入札参加資格者一覧・業種等一覧

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005415.html>



【2】 格付け申請の対象者

姫路市において、令和6・7年度業者登録名簿に登載されている業者のうち、建設工事に登録している業者が対象となります。

建設工事に登録されていても、格付け申請を行わなかった場合、令和7年度の建設工事の競争入札等に参加できません。

【3】 業者登録の申請方法

下表のとおり、申請内容に応じた申請方法により格付け申請をしてください。

※格付け申請のみを行う場合、電子申請を行ってください。 郵送での申請は受け付けていません。

業種等追加申請及び新規登録申請を行う場合は、別冊『令和7年度 姫路市業者登録申請要領（新規登録・業種等追加）』をご覧ください。

申請内容	対象	申請方法	
		電子申請	郵送
①格付け申請のみ	建設工事	○	×
②格付け申請+業種等追加申請	建設工事	×	○

・「格付け申請」とは、令和6・7年度の業者登録をしている建設工事の業者が令和7年度も引き続き登録を希望する場合の申請をいいます。格付け申請を行わなければ、建設工事の競争入札等には参加できません。

・「業種等追加申請」とは、令和6年度に登録のある業種又は詳細業種（以下、「業種等」といいます。）以外を追加で登録する場合の申請をいいます。この場合、現在登録している業種等の格付け申請とあわせて、郵送で申請してください（電子申請不可）。

1 申請期間・申請場所

申請方法	申請期間	申請場所
電子申請	<ul style="list-style-type: none">・兵庫県電子申請共同運営システムによる申請 令和6年12月16日(月)午前9時 ～令和7年1月20日(月)午後5時 (電子申請システムの休止期間を除く)・別送書類の提出 令和7年1月27日(月)契約課必着 <u>別送書類の提出がなければ受付できませんので、特に</u> ご注意ください。	<p>(兵庫県電子申請共同運営システムによる)</p> <p>別送書類の提出 先は契約課</p>

2 申請手順

以下の手順にそって申請してください。

手順1 登録したい業種を確認する。
<p>令和6年度中に登録していた業種の格付けのみ申請する。 ⇒ 手順2に進んでください。</p> <p>令和6年度中に登録していた業種以外を追加登録する。 ⇒ <u>電子申請はできません。</u> 郵送申請等が必要になるため、「令和7年度姫路市業者登録申請要領(新規登録・業種等追加)」を確認の上、申請してください。</p>



手順2 「令和7年度姫路市業者登録申請(工事格付け申請)のご案内」(格付け案内)を確認する。
<p>格付け案内には手順3のログインに必要なID、パスワードが記載されています(P.5参照)。 ⇒格付け案内を紛失した場合は、「電子申請用ID・パスワード再交付申請書」を提出してください。ホームページの「1 工事格付け申請(電子申請)」のページからダウンロードできます。</p>



手順3 姫路市のホームページから兵庫県電子申請共同運営システムへログインする。

詳しい手順は P.6 参照

格付け案内の「格付けに必要な手続き」欄に○がついている項目について、

【基本情報】 ⇒ **【業種情報】** の順にそれぞれの「申請する」ボタンをクリックしてログインしてください。

手順4 **【基本情報】** について、この手引きを読みながら入力する。

基本情報の詳しい入力手順は P.10 を参照

「到達番号」と「問合せ番号」が表示されれば、基本情報の申請完了です。

基本情報の申請が完了したら、ログアウトしてください。

手順5 **【業種情報】** について、この手引きを読みながら入力する。

姫路市のホームページに戻り、業種情報の「申請する」ボタンをクリックしてログインしてください。「格付け案内」に○印のある業種情報すべてを送信して下さい。

業種情報の詳しい入力手順は P.15 を参照

「到達番号」と「問合せ番号」が表示されれば、業種情報の申請完了です。

「格付けに必要な手続き」欄に○がついている項目について、すべて申請を完了させてください。

※「基本情報」と「業種情報」どちらか一方でも申請が漏れている場合、申請不備となり、格付け申請の受付ができませんのでご注意ください。

手順6 電子申請以外に必要な登録書類（別送書類）を整えて、契約課へ郵送する
（令和7年1月27日（月）必着）

必要な書類の一覧は P.23 に記載していますので、全ての書類を準備してください。

記入の際に、消えるボールペン（フリクション等）は使用しないでください。

格付け案内に印刷されている「宛名ラベル」を切り取って使用してください。

電子申請（「基本情報」及び「業種情報」）と別送書類の両方が到達するまで申請に対する審査を行うことができません。電子申請完了後、速やかに別送書類を提出してください。

別送書類は令和7年1月27日契約課必着です。

【4】 電子申請

1 電子申請による業者登録申請手続き

(1) 電子申請システムによる申請期間

令和6年12月16日（月）午前9時～令和7年1月20日（月）午後5時

〔電子申請システムの休止期間を除く〕

(2) 別送書類

電子申請以外にも提出が必要な登録申請書類（別送書類）があります。

※別送書類については P.23 をご確認ください。

別送書類は電子申請後、速やかに姫路市契約課へ送付してください。

令和7年1月27日（月）必着

送付にあたっては、格付け案内にある宛名ラベルをご使用ください（⇒P.5）。

(3) 電子申請ができない方

業種情報の入力画面にあらかじめ表示のない業種又は詳細業種は令和6年度において登録がありません。

業種等の追加がある場合は、現在登録のある業種の格付け申請を含め、「電子申請」はできません。「郵送」による申請が必要です。

(4) 格付け案内

申請に必要なID、パスワードは、12月中旬に契約課から送付した「令和7年度姫路市業者登録申請（工事格付け申請）のご案内」（格付け案内）に記載のものを使用してください（⇒P.5）。

⇒格付け案内を紛失した場合は、「電子申請用ID・パスワード再交付申請書」を提出してください。ホームページの「1 工事格付け申請（電子申請）」からダウンロードできます。

今回の申請に使用するIDとパスワードは姫路市の業者登録申請専用のもので、電子入札用のID、パスワードとは異なりますのでご注意ください。

(5) 注意点

申請の際は、内容を十分確認したうえで申請してください。一度申請したデータ及び書類の再提出はできません。

参考

(6) 令和7年度姫路市業者登録申請（工事格付け申請）のご案内
『令和7年度姫路市業者登録申請（工事格付け申請）のご案内』（格付け案内）

見本

99999999
姫路市〇〇

株式会社 〇〇

9999-001-5-0-2-0
99999999

令和6年(2024年)12月10日

令和7年度姫路市業者登録申請(工事格付け申請)のご案内

姫路市契約課

姫路市では、毎年度、建設工事の業種ごとに格付けを行っています。令和7年度の競争入札等に参加するためには、この格付けが必要となりますので、申請期間内に所定の手続きを行ってください。

格付けのみの申請は電子申請となります。
申請締切直前はシステムが混み合いますので、早めの申請をお願いします。
電子申請システムへログインする際のIDとパスワードは、次のとおりです。

ID : 9999999999 パスワード: abcdefgh

※このIDとパスワードは、姫路市の業者登録申請専用のものです。

今回あなたが電子申請する場合に必要な手続きは、次のとおりです。

手続名	必要な手続
基本情報	○
業種情報	
建設工事1 (1～4業種目)	○
建設工事2 (5～8業種目)	○
建設工事3 (9～12業種目)	○
建設工事4 (13～16業種目)	○
建設工事5 (17～20業種目)	○

※電子申請システムでの申請のほか、別途提出が必要な書類があります。これらの書類については、電子申請後、指定の期限までに姫路市役所契約課まで送付ください。(裏面参照)

<https://www.city-hiroshima.lg.jp/kyakugyo/0000028733.html>

業者登録申請用
ID・パスワード

○がついている手続きについて、全て申請
が必要です。
→この例では、「基本情報」「建設工事1」
「建設工事2」の3回申請が必要です。

貴社の受付番号と相手方番号を
記載しています。

〒670-8501
姫路市役所 契約課
業者登録担当 宛
(格付け申請書宛在中)

別送書類の送付時に宛名ラベル
としてご使用ください。
(住所は不要です)

受付番号 : 9999
相手方番号 : 99999999

2 電子申請システムへのログイン方法

電子申請システムへは、姫路市ホームページ「1 工事格付け申請（電子申請）」内の「2. 電子申請システムはこちら」からログインしてください。

<ログイン手順>

- ① 姫路市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/>）にアクセスします。
- ② 画面上部の「産業・経済・ビジネス」をクリックし、「事業者のみなさんへ」をクリックします。



- ③ 「入札・契約関連情報」をクリックします。



④ 「業者登録」をクリックします。

発注情報・入札結果	入札・契約制度
業者登録	指名停止措置等状況一覧
入札・契約に関する各種届出・様式等	工事の施工、検査、評価関係

⑤ 「業者登録申請（入札参加資格申請）」をクリックします。

業者登録申請（入札参加資格申請）	入札参加資格者一覧・業種等一覧 入札参加資格者の一覧を掲載しています。
-------------------------	--

⑥ 「令和7年度姫路市業者登録申請（追加受付）・工事格付け申請（中間年）」をクリックします。

令和7年度姫路市業者登録申請（追加受付）・工事格付け申請（中間年）	姫路市業者登録申請（追加受付）受付終了
姫路市業者登録申請（基準年・当初受付）受付終了	姫路市業者登録申請（欧州連合の供給者用）

⑦ 「1 工事格付け申請（電子申請）」をクリックします。

1 工事格付け申請（電子申請） 工事格付け申請はこちらから電子申請してください。
--

⑧ ページ内の「2. 電子申請のご案内」に電子申請システムの入口があります。

まずは「基本情報」の「申請する」をクリックし、基本情報の申請をしてください。
続いて、「業種情報」の「申請する」をクリックし、業種情報の申請をしてください。
格付け案内に記載の「必要な手続き（○印がある手続き）」をすべて申請してください。

※「基本情報」または「業種情報」の一方でも申請が漏れている場合、申請不備となり、格付け申請の受付ができませんのでご注意ください。

例：工事 6 業種を申請する場合に必要な手続き

- ①「基本情報」 申請→入力→送信
 - ②「建設工事 1（1～4業種目まで）」 申請→入力→送信
 - ③「建設工事 2（5～8業種目まで）」 申請→入力→送信
- の計 3 回の「申請→入力→送信」が必要となります。

「格付け案内」に○がついている項目の「申請する」ボタンをクリックしてください。↓
○がついているもの全てを送信しないと、電子申請は完了しません。

格付け申請	基本情報(全業者必須) 基本情報を申請後、下記の業種情報を申請してください		申請する	①
	業種情報	建設工事 1（1～4業種目まで）	申請する	②
		建設工事 2（5～8業種目まで）	申請する	③
		建設工事 3（9～12業種目まで）	申請する	
		建設工事 4（13～16業種目まで）	申請する	
		建設工事 5（17～20業種目まで）	申請する	
状況照会			状況照会	

この例では3回の申請が必要です！

⑨ ユーザーIDとパスワードを入力し、ログインします。

格付け案内に記載のIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックします。

電子申請・届出システム

ユーザーIDとパスワードを入力して、
【ログイン】ボタンを押してください。

ユーザー

パスワード

ログイン

3 電子申請システムへの入力方法

電子申請システムへログイン後、手続きごとの入力要領に従い、業者登録情報を入力してください。

「基本情報」の入力 ⇒ P.10 へ

「業種情報」の入力 ⇒ P.15 へ

○業者登録で使用できる文字について

電子申請システムでは JIS 第一水準漢字、及び JIS 第二水準漢字が使用可能です。

(1) 基本情報の入力

表示されている内容に変更がある場合、令和6年度の登録について、別途、業者登録変更届の提出が必要です。

業者登録変更の手続き ⇒ P.22 へ

< 基本情報 - 1 >

基本情報	送信									
<p>※入力が終わりましたら、送信ページを入力して下さい。</p>										
<p><< 戻る データ読み データ保存 中止</p>										
<p>◆ 必ず入力して下さい。</p>										
区分 1	受付番号 年度 5050 令和 4 年 11 月 24 日									
<p>姫路市登録業者格付調書</p>										
<p>この申請に係る申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。</p>										
<p>① 現在の登録状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事</th> <th>業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		工事	業種							
工事	業種									
<p>※本店、支社・支店、市内営業所等の情報に変更がある場合は別途変更届を提出してください。</p>										
相手方番号	③ 法人番号									
② 本店	<table border="1"> <tbody> <tr><td>郵便番号</td></tr> <tr><td>住所</td></tr> <tr><td>方書</td></tr> <tr><td>法人名・屋号(カナ)</td></tr> <tr><td>法人名・屋号(漢字)</td></tr> <tr><td>代表者役職</td></tr> <tr><td>代表者氏名</td></tr> <tr><td>電話番号</td></tr> <tr><td>FAX番号</td></tr> </tbody> </table>	郵便番号	住所	方書	法人名・屋号(カナ)	法人名・屋号(漢字)	代表者役職	代表者氏名	電話番号	FAX番号
郵便番号										
住所										
方書										
法人名・屋号(カナ)										
法人名・屋号(漢字)										
代表者役職										
代表者氏名										
電話番号										
FAX番号										

項目名	入力内容
①「現在の登録状況」	令和6年12月1日時点で登録のある建設工事の業種数を表示しています。
②「本店」	令和6年12月1日時点の登録内容を表示しています。 変更がある場合、別途、業者登録変更届の提出が必要です。 (⇒P.22) ※電子申請による変更はできません。
③「法人番号」	入力不可

< 基本情報 - 2 >

※市内に本社・本店がある場合は登録できません。			
④ 委任のある支社・支店等	郵便番号		
	住所		
	方書		
	支店名等(カナ)		
	支店名等(漢字)		
	支店長等役職		
	支店長等氏名		
	電話番号 FAX番号		
※市内に本店または委任先がある場合は登録できません。			
⑤ 委任のない市内営業所等	郵便番号		
	住所		
	方書		
	営業所名等(カナ)		
	営業所名等(漢字)		
	営業所長等役職		
	営業所長等氏名		
	電話番号 FAX番号		
市内外	登録年度	⑥◆営業年数	<input type="text"/>
⑦ 委任	【委任】 0: 委任先なし 1: 委任先あり		
⑧ 規模	【規模】 1: 中小企業 2: 中小企業以外		
⑨◆経審基準日	<input type="text"/>	※工事の実績を登録する場合は必須入力。 ※例) 令和2年5月1日の場合 → 020501	

項目名	入力内容
④「委任のある支社・支店等」 ⑤「委任のない市内営業所等」	令和6年12月1日時点の登録内容を表示しています。 変更がある場合、別途、業者登録変更届の提出が必要です。 (⇒P.22) ※電子申請による変更はできません。
⑥「営業年数」	登録申請書類として提出する『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』(書類番号2)(以下、「経審通知書」という。)の「営業年数」
⑦「委任」 ⑧「規模」	入力不可。
⑨「経審基準日」	経審通知書の「審査基準日」の年月日を和暦年号による年月日で入力してください。 (例) 令和6年5月31日 ⇒ 060531

< 基本情報 - 3 >

◆資本金（千円）	⑩	<input type="text"/>	※個人事業主の場合は0を入力。
◆自己資本額（千円）	⑪	<input type="text"/>	
◆直前1年度決算額（千円）	⑫	<input type="text"/>	
◆年間平均完成工事高（千円）	⑬	<input type="text"/>	
◆技術者数	⑭	<input type="text"/>	
◆技術者以外数	⑮	<input type="text"/>	

PDF の納税証明書は添付できません（xml 形式のみ可）

●電子添付書類	
国税の納税証明書（e-Taxから取得した電子納税証明書を提出する場合）	
⑯	ファイルの選択 <input type="text"/> ファイルが選択されていません

書類作成者	<input type="text"/>	⑰	電話番号	<input type="text"/>	⑱
行政書士名	<input type="text"/>	⑲	電話番号	<input type="text"/>	⑳

※入力が終わりましたら、送信ページを入力して下さい。

<< 戻る
データ読込
データ保存
中止

項目名	入力内容
⑩「資本金」	経審通知書の「資本金額」
⑪「自己資本額」	経審通知書の「自己資本額」
⑫「直前1年度決算額」	経審通知書の「売上高」
⑬「年間平均完成工事高」	経審通知書の「完成工事高」の「2年平均」又は「3年平均」の「合計」欄の額
⑭「技術者数」	経審通知書の「技術職員数」の「一級」「監理補佐」「基幹」「二級」「その他」の「合計」欄の合計人数
⑮「技術者以外数」	建設業従事職員数から⑭の人数を差し引いた人数
⑯国税の電子納税証明書の添付欄	国税の納税証明書を e-Tax（国税電子申告・納税システム）による電子納税証明書で提出する場合は、参照ボタンを押して該当する電子データを添付してください。 （xml 形式のみ添付可、PDF 形式の納税証明書は添付できません）
⑰「書類作成者」 ⑱「電話番号」	申請書の内容について説明できる人の氏名、連絡先電話番号を入力してください。

⑱ 「行政書士名」	行政書士が作成した場合は行政書士名、連絡先電話番号を入力してください。
⑳ 「電話番号」	

⇒ 必要項目を入力後、画面上部の「送信」タブをクリックしてください。

<送信>

基本情報 **送信**

※これ以降の画面では入力データを保存できませんので、「データ保存」ボタンより入力データを保存してください。

データ読込 データ保存 中止 次へ >>

- 電子申請での手続きの他に**別送書類の提出が必要です。**
必要な別送書類を確認し、指定期間内**(必着)**に姫路市役所契約課まで送付してください。
- 基本情報の他に**業種情報の手続きが必要です。**
登録する業務区分ごとに業種数に応じた手続きを確認し、送信してください。
- 基本情報、業種情報、別送書類の**全てが到達するまで審査は行いません。**
また受付期間内に到達しなかった場合は受け付けできません。

⑳ 上記、記載事項について確認しました。

※ 記載事項を確認し、チェックボックスにチェックをしてから「次へ」ボタンを押してください。

データ読込 データ保存 中止 **次へ >>**

㉑チェックボックス

表示されている内容を確認し、チェックをしてください。

⇒ 入力内容確認後、「次へ>>」ボタンをクリックします。

(次ページの<申請付帯情報入力>へ)

以下のエラーが出た場合

エラー

S1CMM0045E
この申請書は以下の到達番号の申請に対して、二重提出の疑いがあります。
到達番号： XXXXXXXXXX
申請内容を確認してください。

この手続き（基本情報）は申請済みであるため、姫路市ホームページへ戻り、業種情報の申請を行ってください。⇒P.15

< 申請付帯情報入力 >

⇒ 入力内容確認後、「次へ」ボタンをクリックします。

< 送信確認 >

⇒ 内容確認後、「送信」ボタンをクリックします。

< 到達確認 >

到達確認

1 申請情報入力1
2 申請情報入力2
3 送信確認
4 到達確認

送信を完了しました。
「到達番号」と「問合せ番号」は、この後の取扱状況を照会する際
印刷ボタンにより印刷するか、メモに取るなどして、必ず控えるよ

到達番号 : 282000000000000000
問合せ番号 : 2jy2jy

手続名称
到達日時

備考

印刷 この画面を印刷することができます。
保存 この画面をhtml形式で保存することができます。

終了

「到達番号」と「問合せ番号」は、電子申請システムで状況照会する際に必要ですので、必ず控えをとってください。

(2) 業種情報の入力

⇒ 次に「業種情報」を入力します。

姫路市ホームページへ戻り、下の図にある②の「建設工事1（1～4業種目まで）」の右にある「申請する」ボタンをクリックします。

例：工事6業種を申請する場合に必要な手続き

- | | |
|--------------------|----------|
| ①「基本情報」 | 申請→入力→送信 |
| ②「建設工事1（1～4業種目まで）」 | 申請→入力→送信 |
| ③「建設工事2（5～8業種目まで）」 | 申請→入力→送信 |
- の計3回の「申請→入力→送信」が必要となります。

「格付け案内」に○がついている項目の「申請する」ボタンをクリックしてください。↓
○がついているもの全てを送信しないと、電子申請は完了しません。

格付け申請	基本情報(全業者必須) 基本情報を申請後、下記の業種情報を申請してください	申請する	①
	業種情報	建設工事1(1～4業種目まで)	②
		建設工事2(5～8業種目まで)	③
		建設工事3(9～12業種目まで)	
		建設工事4(13～16業種目まで)	
		建設工事5(17～20業種目まで)	
状況照会		状況照会	

この例では3回の申請が必要です

表示されている内容に変更がある場合、令和6年度の登録について、別途、業者登録変更届の提出が必要です。

業者登録変更の手続き ⇒ P.22 へ

項目名	入力内容	
①「相手方名」 ②「相手方住所」	令和6年12月1日時点の登録内容を表示しています。 変更がある場合、別途、業者登録変更届の提出が必要です。(⇒P.22) ※電子申請による変更はできません。	
③業種の「更新区分」	表示されている業種の 格付けを希望する場合 ⇒ 「更新」 格付けを希望しない場合 ⇒ 「今年停止」	
④「許可登録年月日」 ⑤「大臣・知事」 ⑥「一般・特定」 ⑦「許可登録番号」	令和6年12月1日現在の登録内容を表示しています。 変更がある場合、別途、業者登録変更届の提出が必要です。(⇒P.22) ※電子申請による変更はできません。	
⑧「直前第1年度決算額(基準決算)」	『経営事項審査の工事種類別完成工事高』(書類番号6)から、この業種の「対象事業年度」の「完成工事高」を転記してください。 ただし、0千円の場合はこの業種の登録は不可。	
⑨「年間平均完成工事(販売)高」	経 審 通 知 書 か ら 転 記	この業種の「完成工事高」の「2年平均」又は「3年平均」の額
⑩「総合評定値」		この業種の「総合評定値(P)」
⑪1級技術者の「人数」		この業種の技術職員数「一級」の人数
⑫基幹技能者の「人数」		この業種の技術職員数「基幹」の人数
⑬2級技術者の「人数」		この業種の技術職員数「 <u>監理補佐</u> 」及び「二級」の合計人数
⑭その他技術者の「人数」		この業種の技術職員数「その他」の人数
⑮監理技術者の「人数」		この業種の技術職員数「(講習受講)」の人数
⑯詳細業種の「更新区分」	表示されている詳細業種(特殊工法)を 登録する場合 ⇒ 「更新」 登録しない場合 ⇒ 「今年停止」	

⑰ 詳細業種の「完成工事高又は実績高」	・ 特殊工法の登録ができる業種について、この詳細業種（特殊工法）の前5年の間に完成した工事の平均完成工事高を入力。 <u>ただし、その額が0千円の場合は登録不可。</u>
---------------------	---

⇒ 必要項目を入力後、画面上部の「業種3、業種4」のタブをクリックしてください。

<業種3、業種4>

- ・ 画面上部の「業種3、業種4」のタブをクリックし、入力してください。
- ・ 入力方法は<業種1、業種2>と同様です。
- ・ 業種情報については、1つの手続きで4業種まで入力できます。

必須項目の入力完了後、画面上部の「送信」のタブをクリックしてください。

<送信>

※これ以降の画面では入力データを保存できませんので、「データ保存」ボタンより入力データを保存してください。

データ読込 データ保存 中止 次へ >>

- 電子申請での手続きの他に別送書類の提出が必要です。
必要な別送書類を確認し、指定期間内(必着)に姫路市役所契約課まで送付してください。
- 業種情報の他に基本情報の手続きが必要です。
また、他の業務区分を登録する場合は、それぞれ業種数に応じた手続きを確認し、送信してください。
- 基本情報、業種情報、別送書類の全てが到達するまで審査は行いません。
また受付期間内に到達しなかった場合は受け付けできません。

⑱ 上記、記載事項について確認しました。

※記載事項を確認し、チェックボックスにチェックしてから「次へ」ボタンを押して下さい。

データ読込 データ保存 中止 次へ >>

⑱ チェックボックス

表示されている内容を確認し、チェックをしてください。

入力内容確認後、「次へ>>」ボタンをクリックします。

⇒次ページの<申請付帯情報入力>へ進みます。

以下のエラーが出た場合

エラー

S1CMM0045E
この申請書は以下の到達番号の申請に対して、二重提出の疑いがあります。
到達番号： XXXXXXXXXX
申請内容を確認してください。

この手続きは申請済みとなるため、再度の申請は不要です。

<申請付帯情報入力>

申請付帯情報入力 申請者名: 最終ログイン日時:2017年11月13日 13時33分34秒 ヘルプ 時刻 13:52:01

1 申請情報入力1
2 申請情報入力2
3 送信確認
4 到達確認

連絡先を入力してください。
※連絡先は職員から連絡がある場合に必要となります。

連絡先情報

法人名または団体名	株式会社 ◎◎ 大阪支店
役職・部署名	支店長
氏名または代表者名	◎◎ ◎◎
電話番号 (必須)	
メールアドレス (必須)	
メールアドレス(確認用) (必須)	

戻る 次へ

「電話番号」、「メールアドレス」を入力してください。
※入力した「メールアドレス」へ到達通知等が送信されます。

⇒ 入力内容確認後、「次へ」ボタンをクリックします。

<送信確認>

テスト運用

送信確認 申請者名: 最終ログイン日時:2017年11月13日 13時33分34秒 ヘルプ 時刻 13:54:00

1 申請情報入力1
2 申請情報入力2
3 送信確認
4 到達確認

ただいま入力されたデータを送信し、申請処理を行います。
入力内容を確認し、【送信】ボタンを押してください。

区分 | 受付番号 | 年度 | 姫路市業者登録申請書 NO.1 | 年度

(あて先)姫路市長
年 月 日

本店所在地又は住所
法人名又は屋号
代表者氏名

この申請に係る申請書及び添付資料の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

登録希望業種数	工事 2業種	コンサルタント 0業種	役務提供 0業種	物品 0業種
---------	-----------	----------------	-------------	-----------

相手方番号

郵便番号 住所

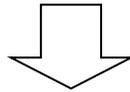
送信する内容を確認してください。

印刷用表示 | 申請書の印刷画面を表示します。

連絡先情報
 法人名または団体名
 役職・部署名
 氏名または代表者名
 電話番号
 メールアドレス

戻る 送信

内容確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。



< 到達確認 >

「到達番号」と「問合せ番号」の控えをとった上で、「終了」をクリックします。

ログアウト

到達確認 ヘルプ 時刻 19:00:03

1 申請情報入力1
 2 申請情報入力2
 3 送信確認
 4 到達確認

送信を完了しました。
 「到達番号」と「問合せ番号」は、この後の取扱状況を照会する時
 【印刷】ボタンにより印刷するか、メモに取るなどして、必ず控えをよう

到達番号 : 282000000000000000
 問合せ番号 : 2jv2jv

手続名称
 到達日時

備考

印刷 この画面を印刷することができます。
 保存 この画面をhtml形式で保存することができます。

終了

⇒ 5業種以上ある場合は、姫路市ホームページへ戻り、業種情報「建設工事2（5～8業種目まで）」の申請手続きに進んでください。入力方法については、P.15～20と同様に
 入力し、申請を行ってください。

（次ページ図の「申請」ボタンをクリック）。

○印のある手続きのうち、申請が終わっていない手続きがある場合

①「終了」ボタンを押し、電子申請システムから一旦ログアウトします。



②再度、姫路市ホームページの「1 工事格付け申請（電子申請）」のページにある「申請する」ボタンから、申請が終わっていない「建設工事2（5～8業種目まで）」以降の手続きを選択して申請します。（P.9 参照）

「格付け案内」に○がついている項目の「申請する」ボタンをクリックしてください。↓
○がついているもの全てを送信しないと、電子申請は完了しません。

格付け申請	基本情報(全業者必須) 基本情報を申請後、下記の業種情報を申請してください		申請する
	業種情報	建設工事1（1～4業種目まで）	申請する
		建設工事2（5～8業種目まで）	申請する
		建設工事3（9～12業種目まで）	申請する
		建設工事4（13～16業種目まで）	申請する
		建設工事5（17～20業種目まで）	申請する
状況照会		状況照会	

○印のある申請手続きがすべて完了した場合

速やかに別送書類を姫路市契約課へ送付してください。

送付にあたっては、格付け案内にある「宛名ラベル」をご使用ください。

期限：令和7年1月27日（月）必着

【5】 登録内容の変更

令和6年度に登録している業者が登録内容を変更する場合は、業者登録変更届の提出が必要です。

電子申請システム上にあらかじめ表示されている内容は、令和6年12月1日時点の登録内容です。

これらの内容に変更がある場合は、令和6年度の業者登録内容の変更手続きが必要です。業者登録変更届を提出してください。

以下を確認の上、変更手続きをしてください。

①姫路市ホームページ内、「業者登録内容の変更に伴う提出書類のご案内」にアクセスし、必要な様式をダウンロード

※変更内容によって、必要な書類は異なります。

必要書類は、姫路市ホームページ内、「業者登録内容の変更に伴う提出書類のご案内」を参照してください。

②それぞれ記入し、必要書類を整えた上で、契約課へ提出

※令和6年12月以降、すでに業者登録変更手続きをされた場合でも、電子申請上のデータは変更内容が反映されていません。

[参照ページ]

(姫路市) 業者登録内容の変更に伴う提出書類のご案内

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005551.html>



【6】 登録申請書類の提出

1 登録申請書類の一覧（各書類の詳細は、P.24 以降を参照）

書類 番号	書類名	備考
1	姫路市業者登録格付調書	電子申請
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し
3	関連企業申告書	HP
4	（姫路市）市税納税証明書 <姫路市に納税義務のある場合のみ必要> ※業者登録申請用納税証明書（滞納無証明書） ※令和6年12月10日以降に発行されたものに限りま <u>す。</u> ※市内委任先や委任のない市内営業所を登録している場合、委任先等の名称 及び住所が記載されたものがが必要です。 ※HPに掲載の様式で申請を行ってください。	写し可
5	国税納税証明書 <全業者> ※法人は「税務署様式その3の3」 ※個人は「税務署様式その3の2」 ※令和6年12月10日以降に発行されたものに限りま <u>す。</u>	写し可
6	経営事項審査の工事種類別完成工事高	写し
7	経営事項審査の技術職員名簿	写し
8	経営事項審査の工事経歴書 ※過去1年分	写し
9	特殊工法による工事経歴書<特殊工法の登録を継続する場合のみ必要> ※工法ごとに令和6年1月1日から申請日までのもの	HP

<注意事項>

- ・ 「HP」の記載があるものは原則指定の様式を使用してください。様式は下記ホームページからダウンロードできます。

1 工事格付け申請（電子申請）

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028733.html>

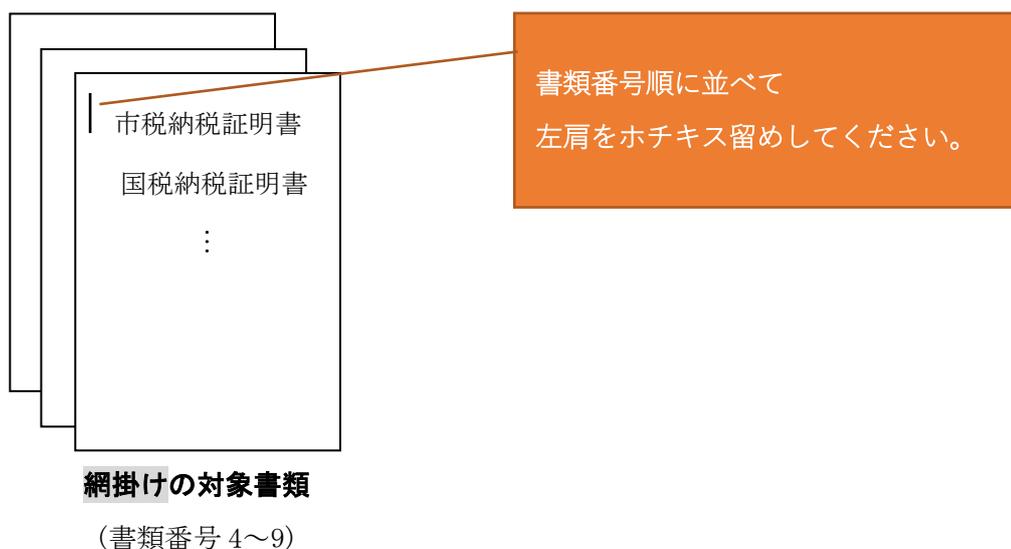


2 登録申請書類の提出

「1 登録申請書類の一覧」のうち書類番号が網掛けの書類（書類番号 4～9）は、書類番号順に並べて左肩をホチキス留めして提出してください。

また、書類番号 2・3 の書類は、クリアファイルに入れるか 2 穴にひも綴じで提出して下さい。

<ファイル作成例>



3 各登録申請書類

<記入上の注意事項>

- ※ すべて黒のボールペンで記入してください。
消せるボールペン（フリクション等）は使用しないでください。

HP

・・・ホームページに様式を掲載している書類

下記ホームページからダウンロードできます。

「1 工事格付け申請（電子申請）」

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028733.html>



書類番号 2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し)

- ・建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果通知書を提出してください。
※令和 7 年 1 月 20 日時点において有効な最新のもので、かつ、「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっている場合に限りです。

HP

書類番号 3 関連企業申告書

- ・該当する企業がない場合も、「無」に○をつけて提出してください。
- ・届出の要件に該当する企業（姫路市に業者登録がある企業に限ります。）がある場合は、当該関連企業情報及び関連内容を記入してください。
- ・申請者が事業協同組合の場合は、組合員名簿を提出してください。

書類番号 4 (姫路市) 市税納税証明書 (写し可) (姫路市に納税義務がある場合のみ必要)

- ・納税証明書(滞納無証明書)(姫路市業者登録申請用)を提出してください。
令和 6 年 1 2 月 1 0 日以降に発行されたものに限りです。
- ・市内委任先や委任のない市内営業所を登録する場合、委任先等の名称、住所及び参考賦課情報において「事業所あり」が記載されたものが必要です。

※別紙『姫路市業者登録申請書に添付する納税証明書の発行について』参照

HP

⇒申請書は、ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

書類番号 5 国税納税証明書 (写し可)

- ・令和 6 年 1 2 月 1 0 日以降に発行された以下の書類を提出してください。

法人	税務署様式その 3 の 3
個人事業者	税務署様式その 3 の 2

※電子納税証明書 (PDF 形式のもの) は印刷したものを提出してください。

書類番号 6 経営事項審査の工事種類別完成工事高 (写し)

書類番号 7 経営事項審査の技術職員名簿 (写し)

書類番号 8 経営事項審査の工事経歴書 (写し) ※過去 1 年分

- ・『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』(書類番号 2) に係る経営事項審査の「工事種類別完成工事高」「技術職員名簿」「工事経歴書」の写しを提出してください。
- ・「工事経歴書」は過去 1 年分 (受審済みのもの) を提出してください。

書類番号 9 特殊工法による工事経歴書<特殊工法の格付けを希望する場合のみ必要>

- ・工法ごとに前年（令和 6 年 1 月 1 日から申請日まで）に完成した工事の主たる経歴を 3 枚までに記入してください。

【申請手続きに関する問合せ】

○業者登録申請の手続きに関すること

姫路市財政局財務部契約課（〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地）

電 話（079）221-2238

受付時間：8時35分から12時及び13時から17時20分

（上記時間以外及び土曜、日曜、祝日、年末年始については問合せの受付を行っておりません。）

○電子申請システムの操作に関すること

電子申請ヘルプデスク 電 話 0120-96-9068

受付時間：9時00分から17時00分

（上記時間以外及び土曜、日曜、祝日、年末年始については問合せの受付を行っておりません。）